

地方創生の拠点としての商店街活性化について

【担当省庁】経済産業省、中小企業庁

商店街の空き店舗対策は全国共通の課題となっているが、特に、店主が営業を止めてそのまま住み続ける「仕舞た屋」の流動化には、店舗兼住居の職住機能の分離等が必要であり、こうしたケースにおいては商店街だけで調整が進まないことが課題となっている。

このため、京都府では、不動産業者等と連携した「商店街創生センター（仮称）」を創設し、商店街の実情に応じた空き店舗流動化や商店街の活性化に地域が一体となって取り組むこととしている。

については、地方創生のための、商店街の活性化、地域における「小さな拠点」の形成につながる取組を、地域の実情に応じて進めていくことができるよう、国において以下の措置を講じていただきたい。

空き店舗流動化の仕組みづくり

商店街の賑わいをつくるため、空き店舗を借り上げ、商店街再生のコンセプトにあった出店希望者の募集・貸し出し・あっせんなどを行う公的信用力を持つ機関を創設するなど、空き店舗流動化の仕組みを構築していただきたい。

地域商業自立促進事業の対象追加

商店街の賑わいづくりを進めるには、地域の実情に応じて、店舗兼住居の一部テナント化も含めた様々なタイプの空き店舗流動化を進める必要があるが、店舗兼住宅の一部テナント化に不可欠な職住機能分離のための改修費が地域商業自立促進事業の対象となっていないため、対象に追加していただきたい。

【現状・課題等】

京都府商店街リノベーションプラン（平成 26 年 12 月策定）（抜粋）

現状・課題（プランにおける現状認識）

店主の高齢化、後継者不足が深刻化し、廃業、空家・空店舗化、空地化が進むことにより、商店街としての連担がなくなり、商店街の組織力が低下、それらがさらに営業困難を招く、という悪循環が加速

新規施策（制度）の方向性

- 1 商店街のワンストップ支援等の体制強化
- 2 ICT活用を始めとする商店街の基盤整備
空き店舗と出店希望者との「マッチング、借り上げ、改修、貸し出し」などを行う、農地中間管理制度のような商店街の「空き店舗流動化」の仕組みづくり
- 3 少子高齢化時代、訪日外国人 2000 万人時代を踏まえた商店街交流人口の拡大推進
- 4 特色ある商店街づくり、厳しい状況に置かれた商店街支援
- 5 地域創生とまちづくり計画とが連動した商店街支援等
商店街の空き店舗を活用して、仕舞た屋の独居高齢者等のグループホームを整備する等により、「貸さない店舗」の「貸店舗」化と、高齢者の共同生活の場の確立・見守りを同時に実現する「福祉型商店街」や「医療型商店街」の整備

平成 27 年度京都府予算（平成 26 年度 2 月補正予算を含む）

300 商店街活性化支援事業費（予算額：212,400 千円）

商店街創生センター（仮称）創設事業

- (1) 協議会を設置し、商店街の特性、意向に応じた創生戦略を策定
- (2) 300 商店街のカルテ作成、事務局機能の強化支援、民間企業や NPO 等との橋渡し
- (3) 商店街共通の重点課題について、官民の推進体制を構築(不動産流動化、ICT等)

商店街仕舞た屋起業システムの構築

仕舞た屋を店舗として開業することができるよう「商店街創生センター（仮称）」が不動産事業者等と協働して、

商店街の基礎調査をもとにした「商店街カルテ」の作成によって仕舞た屋を活用することができる商店街を抽出し、

代替住宅の紹介、あっせん、資産交換、税負担、相続などの「課題解決チーム」を作り、

若者の起業マインドを後押しするとともに、起業希望者と商店街との見合い制度を創設して仕舞た屋起業を実現し、

平成 27 年 6 月 京都府

こうした商店街に各種の施策を集中投資することにより、商店街の再生に取り組む。

地域商業自立促進事業（中小企業庁）

商店街等を基盤として、地域経済の持続的発展を図るため、地域住民等のニーズや当該商店街を取り巻く外部環境の変化を踏まえ、地方公共団体と密接な連携を図り、商店街組織が単独で、又は商店街組織がまちづくり会社等の民間企業や特定非営利活動法人等と連携して行う公共性の高い取組を支援

〔補助率〕 2 / 3 以内

〔補助額〕 (1) 自立促進調査分析事業 上限：500 万円 下限：100 万円

(2) 自立促進支援事業 上限：5 億円 下限：100 万円

〔対象〕 商店街組織、民間事業者

【京都府の担当課】

商工労働観光部 商業・経営支援課 075-414-4839